

別表 特定動物(危険な動物)のリスト

哺乳綱	1. 霊長目	
	アテリダエ科	アロウアタ属(ホエザル属) 全種 アテレス属(クモザル属) 全種 ブラキテレス属(ウーリーモザル属) 全種 クロトリクス属(ウーバーモザル属) 全種 オレオナクス・アラヴィカ属(ハディーウーモスキー)
	おながさ科	ケルコケプス属(マンガバ属) 全種 ケルコビテクス属(オナガザル属) 全種 クロコケプス属全種 コロプス属全種 エリュトロコプス・バタス(バタスモンキー) ロフォケプス属全種 マカカ属(マカク属) 全種(※タイワンザル、カニオイザル、アカガザルを除く) マンリルダ属(マンリル属) 全種 ナサリス・ラルグアトウス(ナングザル) パピオ属(ヒヒ属) 全種 ペリオコロプス属(アカコロプス属) 全種 プレスビュティス属(リーフモンキー属) 全種 プロコロプス・ヴェルス(オリーブコロプス) ビュタトリクス属(ドゥウモンキー属) 全種 リノビテクス属全種 センノビテクス属全種 シミアス・コンコロール(メンタウ・コバナテンザル) テロビテクス・ケラダ(ケラダヒビ) トラクキビテクス属全種
	ひと科	ゴリラ属(ゴリラ属) 全種 パン属(チンパンジー属) 全種 ボンゴ属(オランウータン属) 全種
	てながさ科	てながさ科全種
	2. 食肉目	
	いぬ科	カニス・アドストゥス(ヨコスジジャッカル) カニス・アウレウス(キンイロジャッカル) カニス・ラトランス(コヨーデ) カニス・ルプス(オオカミ) のうちカニス・ルプス・ディンゴ(ディンゴ) 及びカニ ス・ルプス・ラミリアリス(オセルト) レプタイルルス・セルゲアル(サーバル) カニス・ヌイメンヌイス(アピシニアジャッカル) クリュソキウオン・ブラキウリス(タテガミオオカミ) クオン・アルビヌス(ドール) リュカオン・ピクトゥス(リカオン)
	くま科	くま科全種
	ハイエナ科	ハイエナ科全種
	ねこ科	アキノニクス・コバトウス(チーター) カラカル・カラカル(カラカル) カトプ・チンシキイ(アジアコールドジャック) フェリス・カウス(ジャングルキャット) レイナルドゥス・バルダリス(オセロト) レプタイルルス・セルゲアル(サーバル) リュウクス属(オオヤマネコ属) 全種 ネオフェリス・キプロン(ワンビウ) パンテラ属(ヒョウ属) 全種 プリオナイルルス・ヴィゲルリヌス(スナドリネコ) プロフェリス・アウラタ(アフリカゴールデンキャット) プマ属(ピューマ属) 全種 ウンキア・ウンキア(ユキヒョウ)
	3. 長鼻目	
	ぞう科	ぞう科全種
鳥綱	4. 奇蹄目	
	さい科	さい科全種
	5. 偶蹄目	
	かば科	かば科全種
	きりん科	キアラファ・カメロバルダリス(キリン)
	うし科	ビソン属(バイソン属) 全種 スンケルス・カフェル(アフリカサイギウ)
	1. だちょう目	
	ひくいどり科	ひくいどり科全種
	2. たか目	
	コンドル科	ギェン・ギェン・カリア・カリア・カリア(カリフォルニアコンドル) サルコランフス・ババ(トキイロコンドル) ウルトル・グリュファ(コンドル)
鳥綱	たか科	アエギビウス・モナクス(クロハゲワシ) アクイラ・アウダクス(オナガイヌワシ) アクイラ・クリサエトス(イヌワシ) アクイラ・ファスチアタ(ホネリウマタカ) アクイラ・ニルケニス(シカワシ) アクイラ・スビロガストル(モモロコシマタカ) アクイラ・ヴェルレ・アウダクス(イ) (ロジロイヌワシ) ギュバエトウス・バルバトウス(ヒガワシ) ギュプス・アフリカヌス(ロジロハゲワシ) ギュプス・ルベホルイ(マダハゲワシ) ハリアエトウス・アルビキルラ(オジロワシ) ハリアエトウス・レウコケファルス(ハウトウワシ) ハリアエトウス・ベラキタス(オオワシ) ハリアエトウス・ヴェルケル(サンショウクミワシ) ハルビヤ・ハルビヤ(オウギワシ) ハルビヤ・オプシス・ノヴァエ・オプシス(ババオウギワシ) モルファス・グレイ・オプシス(ヒメオウギワシ) ニキエトウス・ニルケニス(クマタカ) ビテロファガ・エフェリウ(フィリピンワシ) ホレマエトウス・ベルリクス(ゴマハワシ) ステファノ・アエトウス・コロナトウス(カンムリクマタカ) トルコス・トラカリオトス(ミミビハゲワシ)
	1. かめ目	
	かみつきがめ科	かみつきがめ科全種(※カミツキガメを除く)
	2. とかげ目	
	どくとかげ科	どくとかげ科全種
	おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエニス(コモドオオトカゲ) ヴァラヌス・サルグアドリイ(リナフトオオトカゲ) モレリア・アメステス・オプシス(アメジストニシキヘビ) モレリア・キングホルニ(オーストラリアヤブニシキヘビ) ビュトン・モルリス(インドニシキヘビ) ビュトン・レティクワトウス(アミメニシキヘビ) ビュトン・セバエ(アフリカニシキヘビ)
	にしきへび科	
	ボア科	ボア・コンストリクトル(ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリス(オオアナコンダ)
	なみへび科	ディスフォードス属(ブームスラング属) 全種 ラブフィス属(ヤマカガシ属) 全種 タキニエス属全種 テロトルニス属(アフリカツルヘビ属) 全種
	コブラ科	コブラ科全種
爬虫綱	くさりへび科	くさりへび科全種(※タイワンハブを除く)
	3. わに目	
	アリゲーター科	アリゲーター科全種
	クロコダイル科	クロコダイル科全種
	ガビアル科	ガビアル科全種

※特定外来生物のための飼養等は原則禁止されています。



本当に飼えますか？

特定動物には強力な牙爪や強い毒性、高い運動能力を持つ種類があります。また成長により大型化したり、非常に寿命の長い種類もあります。このため、その命を終えるまで適切に飼い続けられるか、十分に考慮した上で、飼養の判断が必要です。



逃走した場合に捕獲が非常に困難です。逃げられないように取り扱いには十分ご注意ください。



ワニガメは成長するとかなり大型になるので、終生飼養できるかどうか慎重な判断が必要です。



発行：環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/danger.html
制作：一般財団法人自然環境研究センター
編集・デザイン：株式会社ハップ

お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市等の担当窓口へ

平成 29 年 3 月発行

特定動物(危険な動物)をこれから飼う方・飼っている方へ



人の生命・身体等に危害を加える恐れのある
動物(特定動物)を飼う場合には、
動物種・飼養施設ごとに都道府県知事又は
政令市の長の許可が必要です。



1 特定動物とは？

人の生命・身体等に害を加えるおそれのある動物のことで、トラ、タカ、ワニ、マムシなど約650種（哺乳類・鳥類・爬虫類）が対象となり、許可なく飼養又は保管することができません。

※リストは別表を参照（特定外来生物を除く）

普段はおとなしいですが、十分な殺傷能力を備えた猛獣です。



< 特定外来生物とは >

生態系等へ被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある海外起源の生物のことで、外来生物法に基づき、約130種類が指定され、飼養、保管、運搬、輸入等の取り扱いが規制されています。

2 許可は必ず必要か？

原則として、特定動物の種類ごとに飼養又は保管のための許可が必要になります。許可申請等には手数料がかかります。また、許可の有効期間は、5年を超えない範囲内で自治体が定める期間になります。

※非常災害時の応急的な措置や、獣医師が診察のために行う場合等については、特例的に許可がいらぬこととされています。

3 どのような規制か？

特定動物を飼養又は保管する場合には、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」によって規定されている飼養施設の構造や保管方法等についての基準を守らなくてはなりません。また、自治体によっては、地域の事情に応じて、独自の規則や基準を条例により制定している場合があります。手続等については、管轄の都道府県又は政令市の動物愛護管理行政担当部局にお問い合わせください。

※都道府県によっては、その許可の事務を中核市等に委任している場合があります。

4 どんな基準を守る必要がある？

基準等の一例（概要）は、次の通りです。

①飼養施設の構造や規模に関する事項

- 一定の基準を満たした「おり型施設」などで飼養保管する
- 逸走を防止できる構造及び強度を確保する

②特定動物の飼養又は保管の方法に関する事項

- 定期的な施設の点検を実施する
- 第三者の接触を防止する措置をとる
- 特定動物を飼養している旨の標識を掲示する
- 施設の外で飼養等しない
- マイクロチップ等による個体識別措置をとる



毒ヘビ類は小さな隙間からも逃げるので注意が必要です。一度逃げると捜索は困難です。

5 マイクロチップの埋め込み等は必要？

特定動物の所有者（許可を受けた人）等を明確にするために、マイクロチップ、脚環（鳥類）等による個体識別措置が義務づけられています。

- マイクロチップは、皮膚の下に埋め込む小さな電子標識器具（ICチップ）です。
- マイクロチップを装着していると動物が逃走しても、発見できれば、すぐに身元が確認できます。



マイクロチップ
原寸大（直径2mm、長さ12mm）

6 罰則等はあるか？

許可の取消等

飼養施設の構造や保管方法等についての基準が守られていない場合は、許可の取消し等の措置があります。

罰則

以下の行為を行った場合には、個人の場合は6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金、法人の場合は5,000万円以下の罰金が課せられる場合もあります。

- 無許可で特定動物を飼養又は保管する
- 不正の手段で許可を受ける
- 許可なく以下を変更する

特定動物の種類及び数、飼養施設の所在地、飼養施設の構造及び規模、飼養又は保管の方法、飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項

7 諸手続き・相談はどこに？

お住まい、または、事業所のある都道府県又は政令市の動物愛護管理行政担当までお問い合わせください。

地方自治体連絡先一覧ホームページ

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/

※自治体によっては、地域の事情に応じて、条例により独自の措置が実施されている場合があります。

飼い主の覚悟と責任

災害等で飼養又は保管が困難になった場合に備えて、次のいずれかを行うことをあらかじめ決めておく必要があります。

- 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
- 自らの責任において殺処分（譲渡先の確保が困難な場合）

※地方自治体の防災計画等では、逸走時の通報義務など、災害時における特定動物について記載されている場合があります。必ず確認してください。